

資料

都道府県食育推進計画の特徴：具体的目標の分析から

クロタニ 黒谷 カヨ 佳代* カネダ 金田 ユキエ 恭江* オオブチ 大淵 トモミ 智美* タキモト 瀧本 ヒデミ 秀美*

目的 食育基本法に基づき、全都道府県が食育推進計画を作成し、食育を推進している。一方、市町村の食育推進計画の作成割合は100%に到達していない。その背景には適切な情報提供の不足が挙げられる。本研究では、都道府県計画の情報から、市町村計画の策定に寄与する情報を抽出することを目的とした。

方法 2018年12月現在、各都道府県で公開されている現行および前回の食育推進計画の情報を収集した。現行計画については、計画名、計画の位置づけ、期間、基本理念、基本方針、基本施策、具体的目標に関するデータを抽出した。また、前回計画の具体的目標を「目標達成」、「改善したが目標未達成」、「変化なし」、「悪化」、「評価不可」として評価した。

結果 現行計画を食育基本法に基づく独立した計画として作成していた都道府県は74.5%、他施策を兼ねたものが25.5%であった。計画は5年間のものが72.3%と最も多く、基本理念に「健康」や「健全な食生活」を含む計画は72.3%で、基本施策実施担当部局を明記した計画は25.5%であった。現行計画の具体的目標 ($n=1,180$) は、国の第3次食育推進基本計画の生活習慣病予防・改善の食生活や子供の朝食欠食に関連した項目が多かったものの、国と同じ目標値を設定しているものはわずかであった。また、具体的目標の策定時値の出典が明記されていたのは80.0%であったものの、目標値の設定根拠が明記されていたのは24.5%であった。前回計画の具体的目標 ($n=1,197$) のうち、目標達成項目は24.7%、悪化項目は22.1%あった。各都道府県の目標項目のうち、50%以上の項目が達成されていた都道府県は6つで、評価と考察がきちんと実施され、次期計画策定に生かされていた。目標達成項目は、朝食、共食、食事バランスなどの食生活、生活習慣病の予防・改善、地産地消の推進に関するものが多く、悪化項目も同様であった。数値目標値の場合、策定時値を基準にした目標値の比は、目標達成項目に比べ、悪化項目の方が1に近かった。

結論 食育計画の評価を踏まえた次期計画策定が、達成可能な目標設定につながることを示唆された。また、目標項目および目標値の設定根拠、出典、担当部局などの具体的な情報を都道府県食育推進計画に記載することで、市町村計画策定に役立ち、市町村の食育推進関係者の理解の向上につながるだろう。

Key words : 食育, 都道府県, 食育推進計画, 目標, 達成, 評価

日本公衆衛生雑誌 2019; 66(12): 756-766. doi:10.11236/jph.66.12_756

I 緒 言

2005年食育基本法(平成17年法律第63号)¹⁾の施行後、わが国の食育は著しい進歩を遂げてきた。同法において、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置付ける

とともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。また、都道府県および市町村に対して、食育推進計画を作成するよう務めることを求めている。食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めた食育推進基本計画²⁾(2006年度から2010年度までの5年間を対象)が策定され、それを基にすべての都道府県において食育推進計画が策定された。第2次食育推進基本計画³⁾(2011年度から2015年度

* 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部
責任著者連絡先: 〒162-8636 新宿区戸山1-23-1
医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所
栄養疫学・食育研究部 黒谷佳代

までの5年間を対象)においては、2010年度に40%となっている推進計画を作成・実施している市町村の割合を2015年度までに100%とすることを目標として掲げた。その結果、2015年度時点で推進計画を作成・実施している市町村の割合は76.7%と顕著な増加が見られた。しかし、2016年度からの5年間を対象に実施されている、第3次食育推進基本計画⁴⁾においても、推進計画を作成・実施している市町村の割合を2020年には100%とすることを目標としているもののいまだ達しておらず、未達成の市町村の抱える課題について明らかになっていなかった。

2017年農林水産省「食育推進計画調査報告書」⁵⁾において、食育推進計画を作成していない市町村の状況が明らかとなった。未作成市町村のうち、食育推進計画の作成の必要性については理解しているが、作成に着手できない状況にある市町村が48.1%におよび、日頃、国や都道府県などから参考となる情報提供がされることや計画作成に際して、専門的なアドバイスを具体的に適宜受けられること、計画の作成方法に関する研修会や講習会等が開催されることが求められていることがわかった。食育推進計画のない市町村では、効果的な食育の推進が難しいことが予想され、健康格差拡大につながる食の地域格差拡大が危惧される⁶⁾。適切な情報提供をすることで、市町村の食育推進計画の作成が進むことが期待される。

市町村において食育推進計画の作成が推進されるためには、先行する都道府県食育推進計画の情報の整理が必要であると考えられる。これまでに、都道府県食育推進計画について計画の実施と評価の状況についてまとめた報告は行われていない。そこで、我々は、都道府県食育推進計画の情報を収集し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所のホームページ上に情報を掲載した⁷⁾。本研究では、収集データを基に、市町村計画の策定に寄与する情報を抽出することを目的とした。

II 研究方法

1. 対象および方法

本研究の対象は、47都道府県の現行と前回の都道府県食育推進計画である。食育推進計画は、2018年12月現在、各都道府県のホームページにて公開されているものを収集し、公開されていない場合には直接都道府県の担当者に問い合わせた。都道府県食育推進計画は、すべての都道府県において共通する以下の項目について情報を抽出した。計画名、計画の位置づけ、期間、基本理念、基本方針、基本施策、具体的目標である。なお、基本理念、基本方針、基

表1 第3次食育推進基本計画の具体的目標

目標項目	目標値 (2022年度)
① 食育に関心を持っている国民の割合	90%以上
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週11回以上
③ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70%以上
④ 朝食を欠食する子供の割合	0%
⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合	15%以下
⑥ 中学校における学校給食実施率	90%以上
⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合	30%以上
⑧ 学校給食における国産食材を使用する割合	80%以上
⑨ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	70%以上
⑩ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	55%以上
⑪ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	75%以上
⑫ 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組み食品企業の登録数	100社以上
⑬ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	55%以上
⑭ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	37万人以上
⑮ 農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	40%以上
⑯ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	80%以上
⑰ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	50%以上
⑱ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている若い世代の割合	60%以上
⑲ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	80%以上
⑳ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	65%以上
㉑ 推進計画を作成・実施している市町村の割合	100%

本施策については、都道府県によって異なる文言が使われている場合があった。第二著者と第三著者が別々に文言の抽出および入力を行い、データを照合した。不一致の場合には納得するまで話し合い、第3者に意見を求め、判断した。また、前回の食育推進計画については、各都道府県が実施している目標達成度評価が公表されているものもあったが、都道府県によって判定基準が異なるため、第二著者と第三著者が別々に具体的目標の達成度を「目標達成」、「改善したが目標未達成」、「変化なし」、「悪化」、「評価不可」として評価した。その結果を照合し、

不一致の項目については第一著者を含む3人で合意が得られるまで話し合い、判断した。

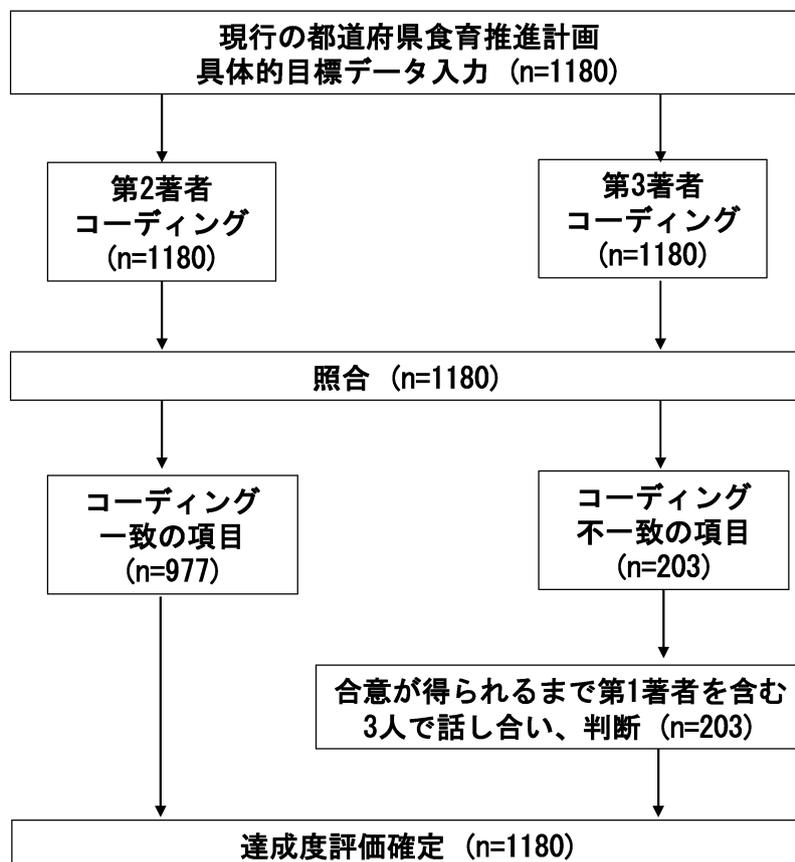
2. 分析方法

本研究では、現行の都道府県食育推進計画の基本方針数、基本施策数、具体的目標数を算出した。現行の都道府県食育推進計画の具体的目標 ($n=1,180$) については、第3次食育推進基本計画の21の目標項目 (表1) に基づきコーディング項目を作成し、その他を含む全22個のコーディング項目を作成した。それぞれのコーディング項目に関連する内容の記述があれば1、なければ0としてMicrosoft Excelで作成したコーディングシートに記載した。たとえば、「⑩ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合」のコーディングに際し、「1日の食塩摂取量の減少」や「1日の野菜摂取量の増加」、「適正体重を維持している人の割合の増加」などの具体的目標に関しては、各計画を精読し、生活習慣病の予防や改善を意図して目標を設定していることが確認できた場合には、⑩の目標コーディングを1と判定した。コーディングは第二著者と第三著者が独立してコーディングマニュアルに基づき実施した (図1)。ダブルコーディングの結果、不一致

の項目 ($n=203$) については第一著者を含む3人で合意が得られるまで話し合い、判断した。コーディング項目別に具体的目標数を算出した。なお、複数のコーディング項目に該当する具体的目標については、一つの具体的目標に対し、複数のコーディング項目に計上した。具体的目標については、目標値が国の第3次食育推進基本計画の具体的目標値と一致しているか、以下の通り判定した。「国と同じ目標値」、「国より高水準の目標値」、「国より低水準の目標値」、「関連目標だが目標値比較不可」、「目標値の設定なし」の5段階で評価した。また、目標値および目標項目設定根拠が計画中に明記されているか、「目標値及び目標項目設定根拠が計画中に明記」、「目標項目のみ設定根拠が明記」、「いずれも記載なし」、「判断不可」の4段階で評価した。

計画の期間終了後、都道府県食育推進計画は各具体的目標についての評価が実施されているが、達成度の評価方法は各都道府県で違いがあるため、本研究においては、前回の計画について、各都道府県の具体的目標 ($n=1,197$) の達成度を「目標達成」、「改善傾向だが目標未達成」、「変化なし」、「悪化」、「評価不可」の5段階で2人の著者が独立して評価した (図2)。評価には、評価対象計画策定年の値

図1 現行計画の具体的目標コーディング



(策定時値) と次期計画策定年の値 (評価時値) を用いた。なお、兩年の値の調査方法が異なる場合、次期計画策定年に当該調査が実施されなかった場合、値が公表されていない場合については、評価不可とした。達成度評価において公開情報で判断がつかない場合は、都道府県に問い合わせた ($n=280$)。単位の異なるすべての具体的目標を一律に評価するため、策定時値と評価時値が全く同じ場合のみ「変化なし」と判定することとした。2人の達成度評価結果を照合し、不一致の場合 ($n=40$) には第3者に意見を求め、合意が得られるまで話し合い、判断した。また、各都道府県の具体的目標の達成度別の具体的目標数を算出し、達成をした項目および悪化した項目を抽出した。

3. 倫理的配慮

本研究は、都道府県食育推進計画の記述内容を分析対象としており、人を対象とした倫理指針に基づく倫理的配慮を要する研究には該当しない。

Ⅲ 研究結果

1. 都道府県食育推進計画の概要

現行の都道府県食育推進計画の概要を表2に示す。食育推進計画を食育基本法に基づく都道府県推進計画として独立して作成していたものが74.5%、他の施策を兼ねているものが25.5%であった。なお、国の食育推進基本計画と同様に、都道府県に食育推進会議を設置して計画を策定しているものがほとんどであった。計画の発行部局は、健康・保健・医療・福祉関連部局が最も多く、次いで農林水産・農政関連部局が多かった。また、複数部局のものもあり、健康・保健・医療・福祉関連部局および農林水産・農政関連部局に加え、教育関連部局が合同で計画を発行していた。計画の年数は、5年が72.3%で最も多く、次いで6年が17.0%であった。2年以下もしくは10年以上のものはなかった。47都道府県すべての計画において、基本理念、目標を達成するための基本方針および基本施策が示されていた。基本理念に「健康」や「健全な食生活」を含む計画は34件 (72.3%) であった。基本方針は平均3.8項目

図2 前回計画の具体的目標達成度評価

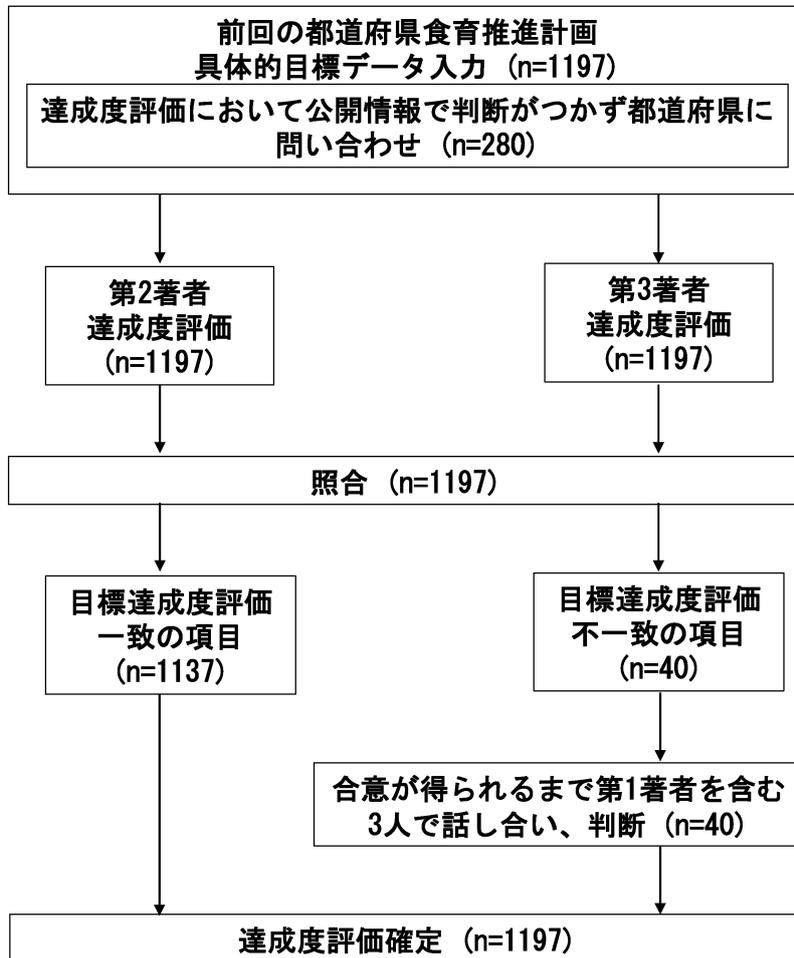


表2 現行の都道府県食育推進計画の概要（2018年度現在）

概要	n (%)
計画の位置づけ（都道府県）	
食育基本法に基づく都道府県推進計画として独立	35 (74.5)
他施策を兼ねる	12 (25.5)
食育推進会議に準ずる組織の設置	
あり	43 (91.5)
不明	4 (8.5)
発行部局	
健康・保健・医療・福祉関連部局	16 (34.0)
農林水産・農政関連部局	10 (21.3)
その他	3 (6.4)
複数部局（健康・保健・医療・福祉関連部局，農林水産・農政関連部局，教育関連部局）	6 (12.8)
不明	12 (25.5)
計画年数（都道府県）	
2年以下	0 (0.0)
3年	1 (2.1)
4年	3 (6.4)
5年	34 (72.3)
6年	8 (17.0)
7年	0 (0.0)
8年	0 (0.0)
9年	1 (2.1)
10年以上	0 (0.0)
基本理念の記載（都道府県）	
あり	47 (100.0)
都道府県別基本方針の数（項目）	
平均	3.8
範囲	2-8
都道府県別基本施策の数（項目）	
平均	10.5
範囲	4-30
基本施策実施担当部局の記載（都道府県）	
明記	12 (25.5)
一部記載あり	12 (25.5)
記載なし	23 (48.9)
都道府県別具体的目標数（項目）	
平均	25.1
範囲	5-92

表3 コーディング項目別現行の都道府県食育推進計画の具体的目標数

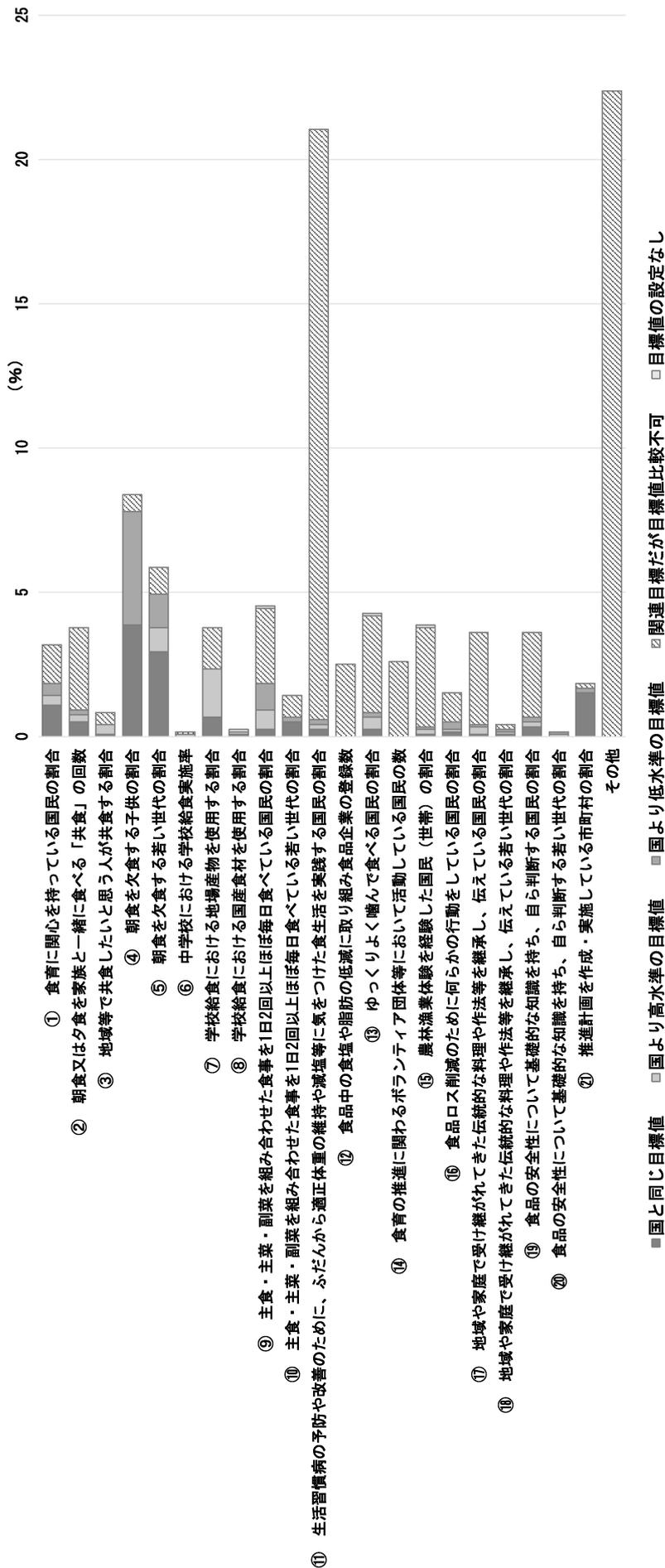
目標項目*	具体的目標項目数（重複を含む）
① 食育に関心を持っている国民の割合	38
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	45
③ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合	10
④ 朝食を欠食する子供の割合	100
⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合	70
⑥ 中学校における学校給食実施率	2
⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合	45
⑧ 学校給食における国産食材を使用する割合	3
⑨ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	54
⑩ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	17
⑪ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	251
⑫ 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組み食品企業の登録数	30
⑬ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	51
⑭ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	31
⑮ 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合	46
⑯ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	18
⑰ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	43
⑱ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている若い世代の割合	5
⑲ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	43
⑳ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	2
㉑ 推進計画を作成・実施している市町村の割合	22
その他	267

* 目標項目の番号は、表1第3次食育推進基本計画の具体的目標の番号と一致している。

で、3項目（38.3%）、4項目（34.0%）のものが多く、最も基本方針項目の多い計画では8項目あった。基本方針の内容は、地域に根差した食育に関する項目が最も多く、次いで食育推進体制、健康の維持・増進、ライフステージ別の食育の推進に関するものが多かった。基本方針に基づいて実施される基本施策については平均10.5項目で、最も少ない計画

は4項目、最も多いものは30項目であった。主な内容としては、人材育成や関係者による連携体制などを含む食育推進体制が最も多く、次いで各ライフステージに応じた具体的施策、健全な食生活の実践、地産地消の推進、食文化の継承、農林漁業体験、食の安全安心、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域における食育の推進、環境保全に関

図3 都道府県と国の食育推進計画の具体的目標の目標値の比較



する施策が多かった。基本施策実施担当部局が計画中に明記されていた都道府県は12件 (25.5%)、一部の施策について担当部局の記載があったのは12件 (25.5%) で、残りの都道府県では記載がなかった。

2. 都道府県食育推進計画の具体的目標

各都道府県の食育推進計画で設定された具体的目標1,180件のうち、策定時値の出典が明記されていたのは888件 (80.0%) であった。また、目標値および目標項目設定根拠が計画中に明記されている項目は289件 (24.5%)、目標項目のみ設定根拠が明記されている項目が756件 (64.1%)、いずれも記載なしが49件 (4.2%)、判断不可が86件 (7.3%) であった。1,180件の具体的目標について、第3次食育推進基本計画の21項目の具体的目標およびその他の項目に基づきコーディングした結果、21項目には分類されない「その他」の目標が267件で最も多く、次に「⑪ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合」251件、「④ 朝食を欠食する子供の割合」100件の順が多かった (表3)。「その他」のうち、学校等に関わる目標が70件で最も多く、そのうち約50件が学校、保育所、幼稚園、認定こども園などにおける食育計画作成を含む食育推進体制に関する目標であった。「その他」のうち、人材育成を含む食育推進運動と地産地消に関する目標がそれぞれ約60件と多かった。また、健康寿命延伸、食品の安全性や食品表示、災害、農林漁業などに関する目標もあった。

具体的目標の目標値について国の目標値と比較した結果、「⑪ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合」は件数が多いものの、国と同じ具体的目標の文言を設定しているものはわずかであった (図3)。たとえば、「1日の食塩摂取量の減少」や「1日の野菜摂取量の増加」、「適正体重を維持している人の割合の増加」などの目標は、国の⑪の具体的目標と関連しているものの、異なる文言であったため、目標値を比較することができなかった。また、「⑫ 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組み食品企業の登録数」、「⑭ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数」については、国と都道府県における登録数や人数の目標値を直接比較できないため、すべて関連目標であるが目標値が比較できないと判断した。「⑮ 農林漁業体験を経験した国民 (世帯) の割合」についても関連目標が多く、具体的には、「農林漁業体験を提供する学校の割合」を目標項目としているものが多かった。「② 朝食又は夕食を家族と一

緒に食べる「共食」の回数」については、共食回数そのものではなく、朝食や夕食を共食する人の割合の目標値を設定しているものが多かった。一方で、「② 推進計画を作成・実施している市町村の割合」、「④ 朝食を欠食する子供の割合」、「⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合」、「⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合」については、国と同じ具体的目標の文言を設定しているものが多かった。

3. 都道府県食育推進基本計画の具体的目標の達成度

前回の都道府県食育推進計画には具体的目標 ($n = 1,197$) のうち、目標達成した具体的目標は24.7%、改善傾向だが目標未達成の項目は27.6%であったが、悪化したものも22.1%あった (表4)。また、評価できなかった具体的目標も24.8%あった。都道府県別具体的目標数は、平均25.5項目で、最も少ない都道府県では6項目、最も多いところでは126項目であった。都道府県別具体的目標数に占める目標達成した項目数の割合が50%以上の都道府県は6件のみで、具体的目標数は6-15項目であった。当該都道府県は、独自に各具体的目標の達成度の評価に加え、その結果から課題の抽出および整理を行っていた。なお、都道府県別具体的目標数に占める目標達成した項目数の割合は、20%台の都道府県が最も多かった (34.0%)。

目標達成した主な具体的目標の内容は、朝食 (欠

表4 前回の都道府県食育推進基本計画の具体的目標の達成度 (2018年度現在)

概要	n (%)
前回の都道府県食育推進計画具体的目標数	1,197(100.0)
具体的目標の達成状況 (項目)	
目標達成	296(24.7)
改善傾向だが目標未達成	330(27.6)
変化なし	10(0.8)
悪化	264(22.1)
評価不可	297(24.8)
都道府県別具体的目標数 (項目)	
平均	25.5
範囲	6-126
都道府県別目標達成項目割合 (都道府県数)	
60%以上	2(4.3)
50%以上60%未満	4(8.5)
40%以上50%未満	3(6.4)
30%以上40%未満	9(19.1)
20%以上30%未満	16(34.0)
1%以上20%未満	8(17.0)
0%	5(10.6)

食), 共食, 食事バランスなどの食生活に関する項目や, 適正体重の維持および子どものやせ・肥満, むし歯など生活習慣病の予防・改善についての項目, 県産食品の販売および学校給食における県産食材の利用など地産地消の推進に関する項目などが多かった。また, 学校における食に関する指導を推進するための目標や県民を対象としたセミナーの開催, 市町村における食育推進計画の作成・実施などもあった。目標達成した具体的目標のうち, 226件の数値目標値については, 策定時値を基準にすると, 平均1.36倍の値を目標値に設定していた。また, 「現状維持」, 「増加」, 「減少」, 「継続」などの文言を目標値としており, 具体的な数値を目標に設定していないものも50件程度あった。各具体的目標の目標達成までの計画実施年数は2年間から6年間であった。

悪化した主な具体的目標の内容は, とりわけ朝食(欠食)および共食, 食事バランス, 野菜摂取量などの食生活に関する項目が多く, 次いで, 適正体重の維持および子どものやせ・肥満など生活習慣病の予防・改善についての項目が多かった。悪化した具体的目標のうち, 233件の数値目標値については, 策定時値を基準にすると, 平均1.04倍の値を目標値に設定していた。また, 数値目標値の単位を割合とした目標値210件のうち, 策定時値と評価時値との差が1%未満のものが48件あった。なお, この48件を除外した場合, 策定時値の平均1.07倍の値が目標値として設定されていた。一方, 30件程度の項目で, 具体的な数値を目標に設定していなかった。各具体的目標の計画実施年数は1年間から9年間であった。

目標達成および悪化した具体的目標に共通して多

表5 達成度別朝食に関する具体的目標の年齢区分別まとめ

目標達成した具体的目標						
件数	策定時値 (%)	目標値 (%)	目標値と策定時値の差 (% , 中央値(範囲))	計画期間 (年, 中央値(範囲))	評価時値と策定時値の差 (% , 中央値(範囲))	
朝食						
朝食欠食率						
未就学児	0	—	—	—	—	
7-14歳	1	7.4	4未満	-3.4	6	-3.5
15-19歳	1	11.4	0	-11.4	4	-11.4
20-39歳	5	5.2-28.7	5以下-28	-0.8(-4.8--0.2)	5(4-5)	-5.4(-9.9--1.4)
朝食摂取率						
未就学児	1	95.7	増加へ	—	5	0.9
7-14歳	1 [†]	95.4	96以上	0.6	5	1.8
15-19歳	0	—	—	—	—	—
20-39歳	2	66.7-77.1	85以上	13.1(7.9-18.3)	5(5-5)	18.9(16.5-21.2)
悪化した具体的目標						
件数	策定時値 (%)	目標値 (%)	目標値と策定時値の差 (% , 中央値(範囲))	計画期間 (年, 中央値(範囲))	評価時値と策定時値の差 (% , 中央値(範囲))	
朝食						
朝食欠食率						
未就学児	1	4.7	0	-4.7	5	0.6
7-14歳	17	0.7-8.4	0-5以下	-2.8(-7.8-0)	5(1-6)	0.6(0.1-2.4)
15-19歳	2 [‡]	10.6-10.7	0-4未満	-8.6(-10.7--6.6)	5.5(5-6)	3.9(2.6-5.1)
20-39歳	21	5.4-41.0	5以下-20以下	-8.3(-26.0--0.1)	5(4-6)	5.0(0.1-18.5)
朝食摂取率						
未就学児	2	93.7-99.0	100	3.7(1.0-6.3)	4(3-5)	-0.4(-0.5--0.3)
7-14歳	21	81.0-98.8	88-100	5.5(1.2-14.2)	5(3-7)	-1.6(-5.0--0.1)
15-19歳	1	95.8	100	4.2	5	-0.1
20-39歳	8 [§]	64.7-89.6	71以上-95以上	7.5(5.0-13.0)	5(3-5)	-0.8(-19.8--0.4)

[†] 公立幼, 小, 中, 高, 特別支援学校の児童 (n=1) を含む

^{*} 高校生・大学生等 (n=1) を含む

[‡] 成人 (n=1), 全体 (n=1), 男性 (n=1), 女性 (n=1) を含む

数抽出された朝食に関する目標について、年齢区分別に策定時値と目標値についてまとめた(表5)。朝食に関する目標は、朝食欠食率と朝食摂取率の2通りの尋ね方があった。年齢区分が高くなるほど、朝食欠食率が高く、朝食摂取率が低い傾向がみられた。目標達成した具体的目標と悪化した目標項目を比較すると、悪化した朝食欠食率もしくは摂取率の評価時値と策定時値との差は、目標達成した項目に比べ小さく、1%未満のものも含んでいた。

Ⅳ 考 察

1. 都道府県食育推進計画の策定・実施体制

国の食育推進基本計画は、食育基本法に基づいて、農林水産省(2015年度までは内閣府)に設置された食育推進会議が策定している⁸⁾。本研究において、都道府県の食育推進計画の4分の3が食育基本法に基づく独立した計画として作成され、4分の1が他施策を兼ねる計画として作成されていた。また、計画の位置づけに関わらず、ほとんどの都道府県が設置した食育推進会議に準ずる組織において、計画の策定、改定および評価が実施されていることが分かった。また、計画の実施には、都道府県の複数の部局が関わっており、計画および食育に関する問い合わせ先として、健康・保健・医療・福祉関連部局、農林水産・農政関連部局、教育関連部局の連絡先を併記しているものも多く見られたものの、具体的にどの施策をどの部局が担当するか明記した計画を公表している都道府県は4分の1であった。国の食育施策実施体制においても、農林水産省だけでなく、厚生労働省、文部科学省、内閣府など部局横断的に食育推進に取り組んでおり⁹⁾、学校においても、学習指導要領^{10~12)}および学校給食法¹³⁾に基づき、教科横断的な取り組みとして食育は推進されている^{14,15)}。食育基本法にも示されているように、食育のターゲットは全世代の国民であり、生産から食卓までの食べ物の循環にもアプローチする必要がある¹⁾。全ライフステージにおける食育を推進するため、具体的な担当部局を定めた食育推進計画策定が望まれる。

2. 都道府県食育推進計画の具体的目標値の設定

国の食育推進基本計画は、計画の現状と分析について、食育推進会議に設置された食育推進評価専門委員会において検討されている⁸⁾。都道府県食育推進計画においても、食育推進会議に準ずる組織が設置され、計画の評価および見直しがされている。2017年に市町村を対象に実施した農林水産省「食育推進計画調査」によると、「市町村食育推進計画の目標値の設定の考え方を知りたい」と回答したもの

が71.1%と最も高かった⁵⁾。市町村の食育推進計画を作成する際、国の食育推進基本計画および都道府県の食育推進計画を参照するだろう。しかし、本研究結果より、国の具体的目標と同じ目標値を設定している項目はわずかであった。たとえば、学校給食における地場産物の使用割合については、地域における現状値にばらつきが大きく(17.3%から66.1%)、国の目標(30%以上)⁴⁾よりも高水準の使用割合を目標値に設定しているものも多かった。また、都道府県食育推進計画の具体的目標として目標項目を設定した根拠(たとえば、朝食欠食率を目標に設定した理由)を示しているものは、64.1%あったものの、目標値設定の根拠を明記しているものは24.5%にとどまった。市町村の食育推進計画の作成を推進するためには、国や都道府県が目標項目だけでなく目標値の設定根拠を明確に示すことで、とくに食育計画未作成の市町村における地域の状況に応じた目標値設定が可能となるだろう。

3. 都道府県食育推進計画の達成度評価

本研究の目標達成状況に関する結果より、策定時値に近い値を目標値とした具体的目標が達成しやすいという傾向は見られなかった。具体的目標値を示した目標項目について、策定時値を基準とした場合の目標値の比は、目標達成した項目に比べ、悪化した項目の方が策定時値に近い値を目標値に設定していた。これは、本研究の達成度評価方法により一部説明が可能である。我々は、単位の異なる具体的目標について一律に達成度を評価するため、策定時値と評価時値が全く同じ場合のみ「変化なし」と判定し、評価時値が策定時値に比べ、少しでも悪化していた場合には「悪化」と判定した。実際、割合を具体的目標としていた項目のうち、策定時値と評価時値の差が1%未満のものが23%を占めた。しかし、これらの項目を除外後も、目標達成項目に比べ、悪化項目の方が策定時値に近い値を目標値に設定していた。本研究においては、具体的目標について著者らが達成度の評価を行ったが、実際には、多くの都道府県において、達成度評価が独自に行われ、課題抽出および必要な取組の分析の結果が公表されている。本研究では、とりわけ達成度評価の高い都道府県において、評価と考察がきちんと実施されていた。このように、達成可能な目標値を設定するためには、評価を踏まえた次期食育推進計画の具体的目標の選定および目標値の設定が必要であるだろう。

4. 研究の限界

本研究は、公開されている都道府県食育推進計画の情報に基づく研究である。基本理念、基本方針、基本施策については、都道府県によって異なる文言

の記載があるため、著者らが該当すると考える文言を抽出し、分類した。そのため、都道府県食育推進計画の本来の意図と異なる分類をしている可能性がある。しかし、複数の著者が独立して計画を熟読し、抽出した内容を照合し、内容が不一致の場合には第三者を交えた話し合いにより決定しているため、属人的判断による抽出結果ではないと考えられる。また、本研究で収集した情報は、食育推進計画に基づく内容に限定されるため、都道府県によって得られる情報の質に差があるかもしれない。とくに、達成度の評価において、公開されている情報では判断がつかない場合には不明点を都道府県に問い合わせ、正しい評価を行うための措置をとったが、問い合わせ先の都道府県担当者の異動等で回答が得られない場合もあった。本研究において、施策の実施担当部局が明記されている都道府県は全体の4分の1であったため、今後、各都道府県の食育推進計画に目標設定の根拠、出典、プロセス、担当部局などが明記されることで、担当者異動による不十分な情報の伝達の問題を解決し、市町村食育推進計画策定における参考資料としても活用が可能となると考えられる。最後に、本研究で行った達成度評価の解釈では、各都道府県の人口構成の変化や環境要因についての情報を把握していないため、目標達成率と各目標値との関係を十分には考察できていない可能性がある。

V 結 語

都道府県食育推進計画の概要および具体的目標項目について情報を収集した結果、食育推進会議に準ずる組織を設置し、食育推進計画を独立した5年間の計画として作成している都道府県が多かったものの、施策実施担当部局を明記しているものは少ないことがわかった。また、具体的目標項目のうち、目標値の設定根拠を明記しているものは全体の4分の1であった。達成状況別に具体的目標内容を比較した結果、必ずしも策定時値に近い目標値が達成されているわけではないことがわかった。具体的目標項目の達成割合の高い都道府県では、食育計画の評価をきちんと実施し、その結果を踏まえ、次期計画の目標値の設定および見直しをしていることがわかった。今後、目標項目および目標値の設定根拠、出典、担当部局などの具体的な情報を都道府県食育推進計画に記載することで、市町村における計画策定に役立ち、食育推進関係者の計画への理解向上につながり、より強固な食育推進体制構築が期待される。

都道府県食育推進計画における情報収集において、ご

協力いただいた都道府県の担当者の皆様に深く感謝申し上げます。また、データベース作成にあたり、ご助言いただいた国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 廣田晃一先生、古池直子様にご心より御礼申し上げます。

開示すべき COI 状態はない。

(受付 2019. 4. 1)
(採用 2019. 7.30)

文 献

- 1) 農林水産省. 食育基本法. 2005. http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/pdf/kihonho_28.pdf (2019年3月14日アクセス可能).
- 2) 内閣府. 食育推進基本計画. 2006. <http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/kihonkeikaku.pdf> (2019年3月6日アクセス可能).
- 3) 内閣府. 第2次食育推進基本計画. 2011. <http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/2kihonkeikaku.pdf> (2019年3月6日アクセス可能).
- 4) 農林水産省. 第3次食育推進基本計画. 2016. <http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrenhou.html> (2019年3月6日アクセス可能).
- 5) 農林水産省. 食育推進計画調査報告書. 2017. <http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/shichoson-6.pdf> (2019年3月6日アクセス可能).
- 6) 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所. 都道府県別結果:平成28年国民健康・栄養調査結果について. 2016. http://www.nibiohn.go.jp/eiken/kenkounippon21/eiyouchousa/kekka_todoufuken_h28.html (2019年3月14日アクセス可能).
- 7) 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部, 都道府県食育推進計画データベース. 2019. <http://www.nibiohn.go.jp/eiken/pref-shokuiku/> (2019年3月25日アクセス可能).
- 8) 農林水産省. 食育推進会議・食育推進評価専門委員会. 2019. <http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kaigi/suisin.html> (2019年3月14日アクセス可能).
- 9) 農林水産省. 関係府省の食育関連のページ. 2019. <http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/link.html#fushou> (2019年3月14日アクセス可能).
- 10) 文部科学省. 小学校学習指導要領「生きる力」第1章総則. 2017. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/sou.htm (2019年3月14日アクセス可能).
- 11) 文部科学省. 中学校学習指導要領「生きる力」第1章総則. 2017. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/sou.htm (2019年3月14日アクセス可能).
- 12) 文部科学省. 高等学校学習指導要領. 2009. http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2011/03/30/1304427_002.pdf

- (2019年3月14日アクセス可能).
- 13) 文部科学省. 学校給食法. 1954. <http://www.houko.com/00/01/S29/160.HTM> (2019年3月14日アクセス可能).
- 14) 土方直美, 中岡加奈絵, 五関-曾根正江, 他. スーパー食育スクール実施校の事業内容. 栄養学雑誌 2017; 75: 164-173.
- 15) 文部科学省. 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育. 2017. http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/___icsFiles/afieldfile/2017/08/09/1385699_001.pdf (2019年3月14日アクセス可能).
-